

## ○追手門学院大学大学院長期履修制度に関する規程

2014年8月25日

制定

### (目的)

第1条 この規程は、追手門学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第3条第3項の規定に基づき、職業等に従事しながら学習を希望する社会人などに、あらかじめ標準修業年限を超えた長期間での履修計画を設定させ、その計画に基づいた在籍及び履修を許可することにより、学生生活の負担軽減を図りながら学位取得が可能となる柔軟な学習機会の提供を目的とする。

### (申請資格)

第2条 長期履修制度に申請することができる者は、本条第2項に規定する研究科への入学資格を有する者（以下「入学予定者」という。）及び本条第2項に規定する研究科に属する学生（以下「在学生」という。）で次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者（自営、正規、臨時の雇用形態は問わない）で、著しく学習時間の制約を受ける者
  - (2) 家事、育児、長期介護等により著しく学習時間の制約を受ける者
  - (3) その他やむを得ない事情（疾病や障がい等）を有し、標準修業年限で修了することが困難であると学長が認めた者
- 2 前項に規定する資格を有する者が、長期履修を申請できる本大学院研究科・専攻は次のとおりとする。
- (1) 経営・経済研究科博士前期課程及び博士後期課程
  - (2) 心理学研究科心理学専攻
  - (3) 現代社会文化研究科の全専攻
- 3 第1項の規定に関わらず、在学生のうち単位の修得状況や学位論文の執筆状況等によりあらかじめ修了延期が見込まれる者については、原則としてこれを対象としない。また、所定の算出方式による在学生数が収容定員を超えている場合には、これを許可しない。
- 4 入院、療養、出産、長期出張、留学等の事由により、一定期間履修できない者及び私費外国人留学生については対象としない。

### (長期履修期間及び在学年限)

第3条 長期履修を申請し、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することが認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とし、次の

各号に掲げるとおりとする。ただし、長期履修期間は、大学院学則第13条に定める在学年限を超えることはできない。

(1) 修士課程及び博士前期課程にあっては4年以内とする。

(2) 博士後期課程にあっては6年以内とする。

2 長期履修期間中に修了できない場合は、在学年限内であれば留年となる。

(申請手続き)

第4条 長期履修制度への申請を希望する入学予定者は、それぞれ受験した入学試験の合格発表日から10日後までに、また、在学生においては、長期履修開始希望年度の前年度1月末日までに、長期履修制度申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(1) 第2条第1項第1号に該当する者は、在職証明書または在職が確認できる書類

(2) 第2条第1項第2号または第3号に該当する者は、当該事実または事情を説明できる書類

(3) その他、学長が必要と認める書類

(審査及び許可)

第5条 前条の申請については、当該研究科の研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が許可する。

2 長期履修が許可された場合には、長期履修許可書により通知する。

(授業料その他の学費)

第6条 長期履修を許可された学生（以下「長期履修学生」という。）の授業料その他の学費（以下「授業料等」という。）は、大学院学則第43条第1項（別表第2）に定める授業料等の総額に標準修業年限を乗じ、その額を長期履修期間で除した額とする。ただし、在学中に授業料等の改定がある場合及び第8条に基づき長期履修期間の変更が認められた場合は、授業料等を再計算するものとする。

2 大学院学則別表第2（第43条関連）の1に定める社会人入試による入学者等社会人学生に対する授業料減免及び同第43条第2項、第3項に定める論文審査のための在学による授業料等減免等その他減免に関する事項については、長期履修期間別の授業料等の額及び納付・徴収方法等その他詳細とともに別に定める。

(履修計画)

第7条 長期履修に係る授業科目の履修については、指導教員から十分な指導を受け、計画的にかつ柔軟な履修計画を立てるものとする。

2 長期履修期間中における年間の履修登録単位数は、研究科毎に上限を定めることがある。  
(長期履修期間の変更)

第8条 長期履修学生が、許可された長期履修期間の延長または短縮を希望する場合は、変更開始希望年度の前年度1月末日までに、長期履修期間変更願に必要書類を添えて、学長に願い出なければならない。ただし、長期履修期間の変更は、長期履修期間の最終年次における延長の願い出及び標準修業年限より短縮する願い出は、これを許可しない。

2 前項の願い出については、当該研究科の研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が許可する。

3 第1項に規定する長期履修期間の変更は、1年単位で、課程在学中に1回限りとする。また、短縮を認められた者が、再度、長期履修の申請を行うことはできない。

4 変更の願い出が許可された場合の授業料は、第6条に規定する再計算を行い、書面にて通知する。

(長期履修の許可の取り消し)

第9条 長期履修学生が、大学院学則その他諸規程に抵触する行為があったとき、または長期履修制度に関し虚偽の申請等が発覚した場合には、学長は当該研究科の研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

2 長期履修学生が、退学または除籍となった場合には、その異動日をもって長期履修の許可を取り消すものとする。また、当該異動学生が、大学院学則第28条により再入学を許可され、長期履修を希望する場合には、第3条第1項に規定する長期履修期間内にて許可することがある。

(その他)

第10条 大学院学則及びこの規程に定めるもののほか、長期履修制度に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の意見を聞き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

(事務の所管)

第12条 この規程に関する事務は、教務部教務課で行う。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は2018年4月1日から施行する。
- 2 この規程による文学研究科から現代社会文化研究科、社会学専攻から現代社会学専攻、及び英文学専攻から国際教養学専攻への名称変更に伴う改正規定は、2018年度入学生から適用する。
- 3 文学研究科中国文化専攻は、この規程による改正後の第2条の規定にかかわらず、2018年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日まで間存続するものとする。
- 4 2018年3月31日に文学研究科社会学専攻、中国文化専攻、及び英文学専攻に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規程は2018年4月1日から施行する。
- 2 2018年3月31日に経済学研究科博士前期課程及び博士後期課程、経営学研究科博士前期課程及び博士後期課程に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。